

デイサービスセンター青空 認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕
事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足利むつみ会が設置するデイサービスセンター青空（以下「事業所」という。）において実施する認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕（以下「認知症対応型通所介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な認知症対応型通所介護等を提供するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型通所介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防認知症対応型通所介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス提供に努めるものとする。

3 認知症対応型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

介護予防認知症対応型通所介護においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、認知症対応型通所介護等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 認知症対応型通所介護等の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、事業所の職員によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター青空
- (2) 所在地 栃木県足利市島田町801

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

職員の管理、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型通所介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上(常勤職員)

利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行うとともに、通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 2名以上(常勤職員)

利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上(非常勤職員)

日常生活を営むのに必要な機能の減退防止を図るための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時とする。

2 特別な事情、理由等がある場合は、利用者及びその家族の希望により、時間を延長してサービスを提供できるものとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日12名とする

(認知症対応型通所介護等の内容)

第8条 認知症対応型通所介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導（相談、援助等） レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービスなど

(利用料等)

第9条 認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）」によるものとする。

2 介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）」によるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。

- (1) 食費 昼食610円
- (2) 次条に定める通常の事業実施地域を越えて行う認知症対応型通所介護等の送迎に要する費用 片道1キロメートル50円
- (3) おむつ代 実費
- (4) 日常生活上必要となる諸費用 実費

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の個別の費用ごとの区分に応じた利用料について記載した領収書を交付するものとする。

5 認知症対応型通所介護等の提供に際し、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し、事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。なお、費用を変更する場合にも、同様とする。

6 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症対応型通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、足利市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、認知症対応型通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する

(禁止行為)

第12条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(緊急時等の対応)

第13条 事業所は、現に指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の緊急時等の状況及びその際に採った処置を記録する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等の責任者を定め、避難、救出を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

2 事業所は、前項に規定する避難、救出、その他の訓練の実施に当たっては、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めるとともに、消防関係者の参加を求め、具体的な指示を仰ぐなど、実効性のある訓練とする。

(勤務体制の確保等)

第 16 条 事業所は、利用者に対し、適切な認知症対応型通所介護等を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は、事業所の職員によって認知症対応型通所介護等を提供する。ただし、利用者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(虐待の防止のための措置)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等の高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第 18 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、非常災害や新型コロナウイルスの発生時において、非常時の体制で早期の事業再開を

図り、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための事業継続計画（災害対策編）及び事業継続計画（新型コロナウイルス対策編）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第20条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うこととする。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号掲げるに措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（秘密保持等）

第21条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（苦情処理）

第22条 事業所は、認知症対応型通所介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適正に対応するために、苦情受付窓口を設置するとともに、苦情処理の体制として苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を配置し、苦情相談、事実関係の調査、改善措置等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した認知症対応型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した介護予防認知症対応型通所介護に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により、市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町

村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業所は、提供した認知症対応型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第 23 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図るものとする。

(経理の原則)

第 24 条 事業所の運営に伴う収入及び支出は予算に計上し、会計経理に当たっては、収支状況を明確にする。

(職員の研修)

第 25 条 事業所は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員の資質向上を図るため、次の各号により研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

(記録の整備)

第 26 条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する次の各号に掲げる記録を整備する。

(1) 運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 利用者に関する記録（次項に定めるものを除く。）

- ア 利用者名簿
- イ 利用者台帳（利用者の生活歴、病歴、利用前の居宅サービスの利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）
- ウ 献立その他食事に関する記録

エ 利用者の健康管理に関する記録

(3) 会計経理に関する記録

別に定める経理規程に定められた記録

2 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第27条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令及び介護保険法に定めるところによる。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会において定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 認知症対応型通所介護事業所デイサービスセンター青空運営規程（平成19年7月1日施行）は、廃止する。